

令和2年6月

伊那市議会定例会議案
関係資料
(追加分)

令和2年6月10日

令和2年6月伊那市議会定例会議案関係資料（追加分）目次

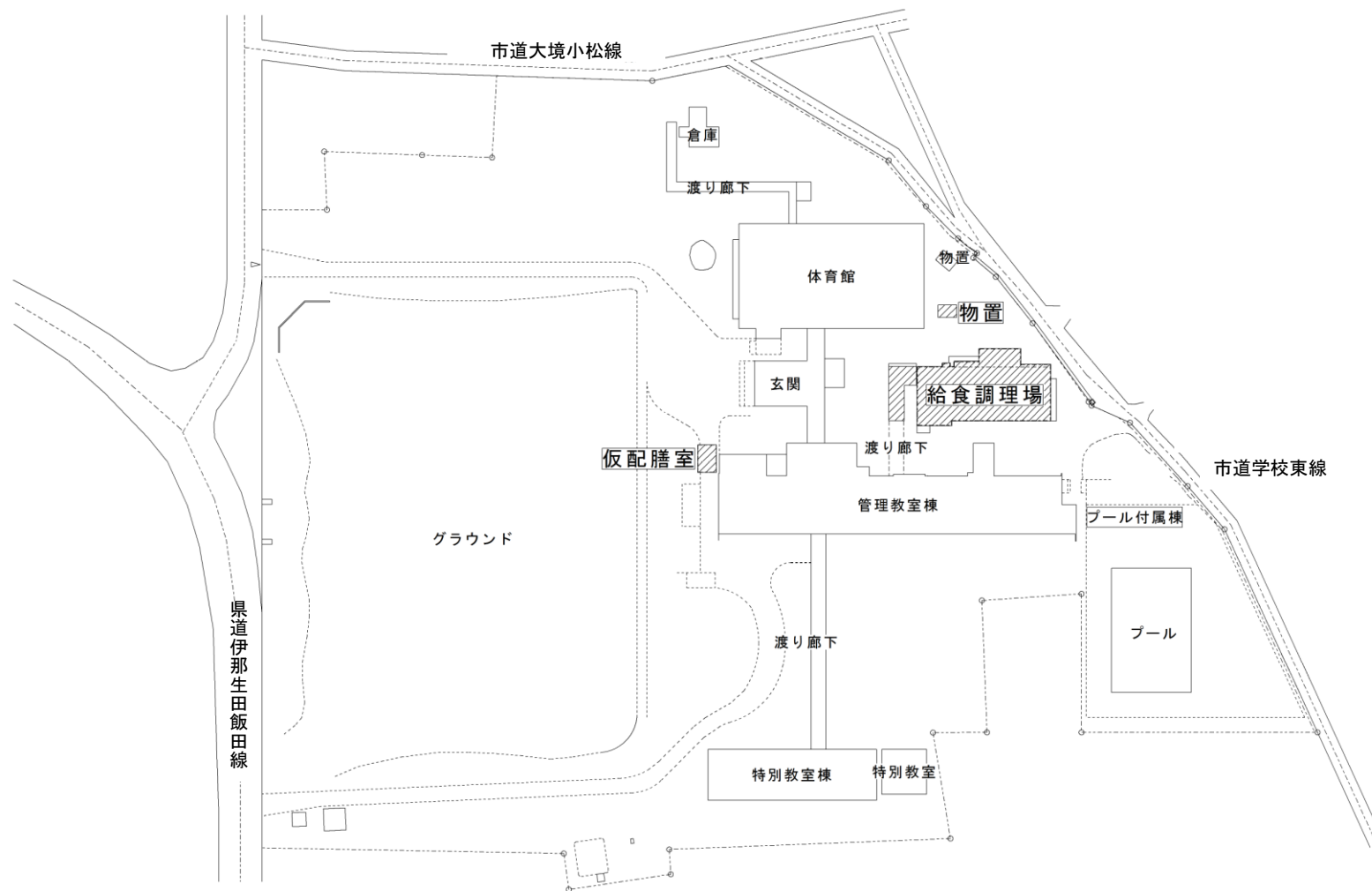
議案第11号関係資料(1)	富県小学校給食調理場改築工事説明資料……………	3
議案第11号関係資料(2)	富県小学校給食調理場改築建築工事配置図……………	4
議案第11号関係資料(3)	富県小学校給食調理場改築建築工事平面図……………	5
議案第11号関係資料(4)	富県小学校給食調理場改築建築工事立面図……………	6
議案第12号関係資料(1)	伊那市税条例等改正概要……………	7
議案第12号関係資料(2)	伊那市税条例新旧対照表（第1条関係）……………	8
議案第12号関係資料(3)	伊那市税条例新旧対照表（第2条関係）……………	10
議案第12号関係資料(4)	伊那市都市計画税条例新旧対照表（第3条関係）……………	12
議案第12号関係資料(5)	伊那市都市計画税条例新旧対照表（第4条関係）……………	13
議案第12号関係資料(6)	伊那市国民健康保険税条例新旧対照表……………	14

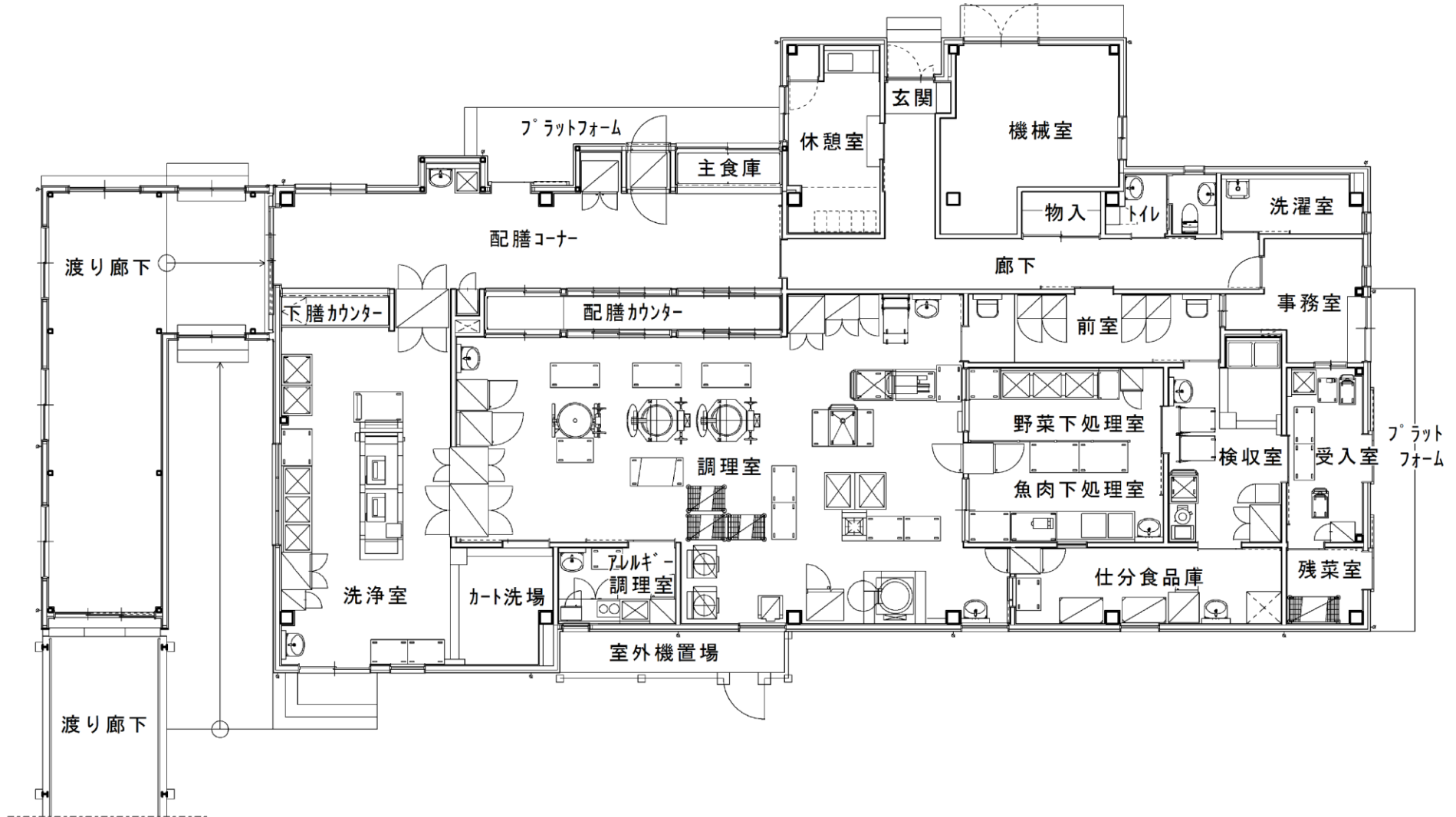
議案第11号関係資料(1)

富県小学校給食調理場改築工事説明資料

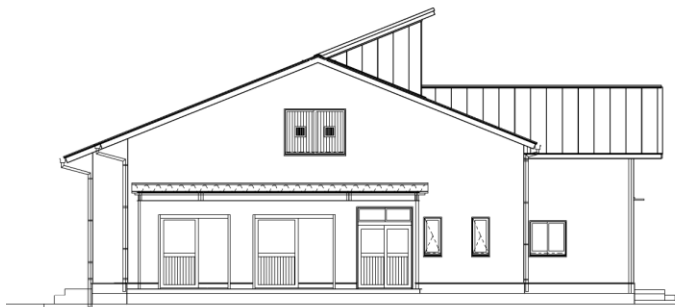
工 事 名	富 県 小 学 校 給 食 調 理 場 改 築 工 事			
工種、金額 及 び 相 手 方	工 種	金 額		相 手 方
	建 築 工 事	158,400,000円 (内消費税 14,400,000円)		株式会社ヤマウラ伊那支店 支店長 山本 勇司
	電 気 設 備 工 事	29,700,000円 (内消費税 2,700,000円)		宮原電気工事株式会社 代表取締役 宮原 雄一郎
	機 械 設 備 工 事	107,030,000円 (内消費税 9,730,000円)		西武建工株式会社 代表取締役 春日 貞秋
	合 計	295,130,000円 (内消費税 26,830,000円)		
工 事 概 要	構 造 鉄骨造り 平屋建て 延べ床面積 378.47㎡ 部 屋 構 成 調理室、アレルギー調理室、受入室、物入、検収室、下処理室（野菜、魚肉）、仕分食品庫、洗浄室、 配膳コーナー、配膳カウンター、下膳カウンター、前室、洗濯室、トイレ、事務室、休憩室、機械室ほか			
工 事 期 間	契約の日から令和3年3月26日まで			
予 算	総事業費	323,810,000円	主な財源	学校施設環境改善交付金（交付率3分の1） 合併特例事業債（充当率95%、交付税算入率70%） ふるさと応援基金繰入金

富県小学校給食調理場改築建築工事配置図





富県小学校給食調理場改築建築工事立面図



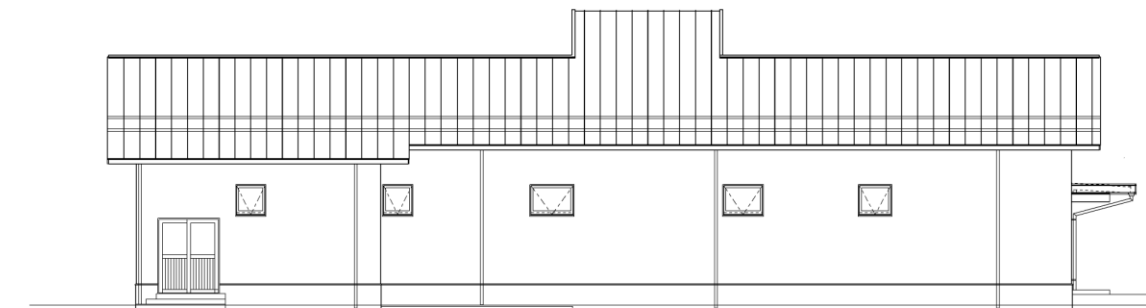
東側



北側



西側



南側

議案第12号関係資料(1)

伊那市税条例等改正概要

改 正 事 項	関係条項	施行期日
1 固定資産税及び都市計画税関係	伊那市税条例	
(1) 新型コロナウイルス感染症等の影響により、売上高が前年同期間と比べて30%以上減少した中小事業者等の事業用家屋及び償却資産について、令和3年度に限り課税標準の特例措置を講ずるもの	附則第10条	公布の日
(2) 中小事業者等が生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した事業用家屋及び構築物について、課税標準に乗じる特例割合を零とするもの	伊那市都市計画税条例 附則第14項	公布の日
	伊那市税条例 附則第10条の2	公布の日
2 軽自動車税関係	伊那市税条例	
軽自動車税（環境性能割）の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限を令和3年3月31日まで、6か月延長するもの	附則第15条の2	公布の日
3 徴収猶予の特例関係	伊那市税条例	
新型コロナウイルス感染症等の影響による徴収猶予特例制度の申請に係る規定の整備を行うもの	附則第23条	公布の日
4 市民税関係	伊那市税条例	
(1) 新型コロナウイルス感染症等の影響により、中止又は延期した行事の入場料等払戻請求権を放棄する場合に、市長が指定する行事について、寄附金税額控除の対象とする特例を定めるもの	附則第24条	令和3年1月1日
(2) 個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除について、新型コロナウイルス感染症等の影響により入居が期限（令和2年12月31日）に遅れた場合にも、弾力的に適用期限を1年延長する特例を定めるもの	附則第25条	令和3年1月1日
5 国民健康保険税関係	伊那市国民健康保険税条例	
新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免申請について特例を定めるもの	附則第18項	公布の日

議案第12号関係資料(2)

伊那市税条例新旧対照表（第1条関係）

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(読替規定) 第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで」とする。</p>	<p>(読替規定) 第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p>
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～19 略</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～19 略 <u>20 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。</u></p>
<p>(軽自動車税の環境性能割の非課税) 第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和2年9月30日</u>までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>	<p>(軽自動車税の環境性能割の非課税) 第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>
	<p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</u> 第23条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。 <u>2 第10条第1項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項</u></p>

旧	新
	<p>第4号に規定する条例で定める債権について、第10条第2項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。</p>

議案第12号関係資料(3)

伊那市税条例新旧対照表 (第2条関係)

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(読替規定) 第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p>	<p>(読替規定) 第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。</p>
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～19 略 20 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～19 略 20 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。</p>
	<p>(<u>新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例</u>) 第24条 <u>所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</u></p>
	<p>(<u>新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例</u>)</p>

旧	新
	<u>第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u>

議案第12号関係資料(4)

伊那市都市計画税条例新旧対照表 (第3条関係)

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1～13 略</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>15～19 略</p>	<p>1～13 略</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、<u>第15条の3</u>又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで<u>若しくは第61条</u>」とする。</p> <p>15～19 略</p>

議案第12号関係資料(5)

伊那市都市計画税条例新旧対照表（第4条関係）

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1～13 略</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。</p> <p>15～19 略</p>	<p>1～13 略</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>15～19 略</p>

議案第12号関係資料(6)

伊那市国民健康保険税条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1～17 略</p>	<p>1～17 略 <u>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した国民健康保険の被保険者等に係る国民健康保険税の減免の特例)</u> <u>18 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した国民健康保険の被保険者等で、国民健康保険税の納税義務があるものに対する令和元年度及び令和2年度に課する国民健康保険税の減免に係る申請書の提出については、第27条第2項の規定にかかわらず、市長が別に定めるところによる。</u></p>